

## ボランティア活動支援事業助成対象経費・助成対象外経費一覧表

## (1) 助成対象経費

科 目	内 容
謝金等	外部講師等の謝金（交通費を含む） ただし、助成金上限20,000円とする。
交通費	事業又は準備をするために必要な交通費。 （ガソリン代、公共交通機関使用料など）
消耗品費	事業に必要な事務用品、材料費、食材等の購入費など （用紙や紙芝居製作等の材料代、配食ボランティアの食材費など）
印刷費	事業に必要な資料及びチラシなどの印刷費 （写真代や資料・チラシ印刷代、コピー代など）
通信運搬費	事業に必要な切手・ハガキ代、機材等の運送費など （切手・ハガキの購入代やメール便・宅配等の送料など）
使用料	事業に必要な会場使用料や機材等のレンタル費など （会場使用料、機械器具等のレンタル代、WifiやZoom使用料など）
その他	上記費目以外でボランティア活動に必要と認められる経費 （ボランティア保険料や銀行振込手数料など）

## (2) 助成対象外経費

科 目	内 容
人件費	構成員に対する給料、各種手当、社会保険料など
備品	取得価格が10万円以上の物品の購入費。
消耗品費	取得価格が10万円未満で助成対象事業以外でも使用できる、汎用性の高い物品の購入費。 ただし、事業内容によりパソコンやタブレットなどが真に必要な場合は除く。
管理費（※）	事務所の借上料や水道光熱費、電話料金など
食料費	構成員に対する飲み物代や弁当代、菓子代など
研修費	構成員が参加する研修会等の参加費や交通費、構成員に対する研修会等に係る費用など
交際費・慶弔費	構成員を対象とした親睦旅行や研修旅行などの費用 構成員に対する祝金・見舞金・香典など
寄付金・会費	他者・他団体に対する寄付金や会費など
景品・記念品 （※）	他者・他団体に対する景品や記念品、贈答品、お土産などの購入費 ただし、団体が作製する景品や記念品、贈答品などの材料代は消耗品費として扱います。 （団体が作製する賞状や交通安全のお守り、雑巾、布製マスクなど）

※ 事業内容によっては、助成対象経費と認められる場合がありますので、事務局までご相談ください。